

お荷物を送られる お客さまへ

秋田県警察からのお願い

秋田県警察では、振り込め詐欺などの被害を防止するため、県内の宅配便取扱事業者（コンビニエンスストア等）に対し、お客様へのお声かけのほか、最寄りの警察署へのご連絡をお願いしています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

「宅配便で現金を送って」
という話は「詐欺」です！

- お荷物の中に現金が入っていませんか？
（法律等により現金の送付はできません）
- 品名に「衣類」「本」「書類」「食品」などと
ウソを書くように頼まれていませんか？
- 依頼主の欄に、「実在しない会社の社名・住所」
や「同上」と書くように頼まれていませんか？
- 「お金を支払わないと逮捕される」「お金を支
払えば解決できる」「後日返金する」などと言
われて現金を送ろうとしていませんか？

詐欺用心！

1つでも当てはまる場合は
「振り込め詐欺」の可能性が
あります！
手続を一旦保留して、お申し出ください。

